

「調査報告書を読んで」

つじかわ たまの
弁護士 辻川 圭乃

誰でも気軽に相談できる、地域に密着した「町医者」的な法律事務所をめざして事務所を開設してもうすぐ20年になる。いろいろな人からいろいろな相談を受けるが、法人より個人からの相談が多いし、女性弁護士ということで、女性からの相談も多い。また、相談者の中には何らかの障害のある人も少なくない。そういう意味では、障害のある女性からの相談や依頼は比較的多いように思う。そして、相談に来る人たちはみな複合的な生きにくさを抱え、困難に直面している。

本報告は、障害女性の生の声を集めたAチームと国・地方公共団体の制度・政策の調査研究をするBチームの二つの視点からなされている。Aチームの報告は、私が日々接している障害のある女性の実態をよく表していると思う。虐待やハラスメントは、川の流れのように、弱いところへと流れる。体力の弱い、立場の弱い障害のある女性は、その被害をもっとも受けやすい。日々いろいろな被害にあっていることは想像に難くない。本報告書はそれが現実であることを教えてくれている。ただ、弁護士のところに相談に来られるのは一握りである。通常、法律事務所の敷居は高いものである。それを、やむにやまれぬ思いから、勇気を振り絞って、必死の思いで相談に来られる。その場合、私たちもなんとかその思いに応えようと思う。実際、結びで性的被害を受けた女性が言われているように、障害のある女性たちはただ弱いだけではなく、自ら立ち向かおうという強い気持ちを持っている。その気持ちに背中を押される日々である。

他方、Bチームの報告は、これまでそういった観点からはあまり見ていなかったもので、興味深く読ませていただいた。本報告は、制度・政策がまったく進んでいないことを浮き彫りにしたものと見える。障害者権利条約を批准したのだから、完全実施に向けて国は制度・政策を進めていく必要がある。なお、DV相談の件数について、障害女性の数が少ないのは、それと意識して統計を取っていないからである。実際は、障害女性からのDV相談は結構多いと私は感じている。ただ、障害特性に配慮したシェルターがないなど問題は非常に多い。

したがって、まず、国は、きちんと複合差別の実態調査をすべきであると強く思う。なお、4月からは、障害者差別解消法が施行されるが、清水の舞台から飛び降りるくらいの勇気を振り絞らなくても、もっと気軽に相談ができる仕組みが各市町村で実践されることを願っている。